

京都市告示第363号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年12月16日

京都市長職務代理者 京都市副市長 星川茂一

1 要保護児童対策地域協議会の名称

京都市東山区要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市東山区役所福祉部支援保護課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市東山区役所福祉部	第1号
京都市東山区役所保健部	第1号
京都市教育委員会指導部生徒指導課	第1号
京都市立東総合支援学校	第1号
京都市三条保育所	第1号
東山警察署	第1号
社団法人 東山医師会	第2号
社会福祉法人 京都市東山区社会福祉協議会	第2号
平安養育院	第2号
大照学園児童部	第2号

名 称	児童福祉法第25条の5 各号の該当する号
むくの木学園	第2号
セルフサポートセンター東樹	第2号
京都市東部障害者地域生活支援センターらくとう	第2号
社団法人 京都市私立幼稚園協会（東山地区代表）	第2号
東山区保育園協議会	第3号
京都市今熊野児童館	第3号
京都市立小学校校長会 東山支部	第3号
京都市立中学校校長会（東山地区代表）	第3号
東山区民生児童委員会	第3号
京都市長が指定する者	第3号

（東山区役所福祉部支援保護課）